



平成 24 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 タカラスタンダード株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡 辺 岳 夫
(コード番号 7981 東証・大証 第一部)
問合せ先 総務部長 櫻 藤 正 樹
(TEL 06-6962-1500)

中間配当制度導入並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 14 日開催の取締役会において、取締役会の決議により中間配当ができる旨の定款変更案を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 138 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度導入に関する件

1. 中間配当制度導入の目的

株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため。

2. 中間配当の基準日

毎年 9 月 30 日

なお、中間配当制度の導入につきましては、本年 6 月 28 日開催予定の当社第 138 回定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更に関する件

1. 変更の理由

株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議によって、中間配当ができる旨を定めるものであります。また、これに伴い中間配当金の除斥期間の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線__は、変更部分を示すものであります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 34 条 剰余金の配当は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に<u>支払う。</u></p> <p>[新 設]</p> <p>2. 剰余金の配当については其の支払確定の日から満 3 年を経過して、なお受領されない時は会社は支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 34 条 当社は、株主総会の決議によつて、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によつて、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を行うことができる。</p> <p>[削 除]</p>
<p>[新 設]</p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの配当金には、利息をつけない。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 6 月 28 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 28 日 (木曜日)

以 上